

# 地方法人関係税の主な税制改正について



令和3年10月  
広島県

## 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しについて

電気事業法の改正に伴い、令和3年度税制改正において、電気供給業に「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設され、法人事業税の課税方式の見直しが行われました。  
令和4年4月1日以後に終了する事業年度から、次の各割の合算額となります。

### 【法人事業税の税率】

事業の区分	法人の種類	区分	課税標準	法人事業税率
発電事業等 小売電気事業等 特定卸供給事業	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	収入金額	0.75%
		付加価値割	付加価値額	0.37%
		資本割	資本金等の額	0.15%
	上記以外の法人	収入割	収入金額	0.75%
		所得割	所得金額	1.85%
一般送配電事業 送電事業 配電事業 特定送配電事業		収入割	収入金額	1.0%

### 【特別法人事業税の税率】

区分	課税標準	特別法人事業税率
発電事業等 小売電気事業等 特定卸供給事業	基準法人収入割額	40.0%
一般送配電事業 送電事業 配電事業 特定送配電事業		30.0%

## 地方税関係書類の押印義務の見直しについて

令和3年4月1日以後に提出する法人県民税・事業税に係る申告書等について、提出者等の押印を求めているものについては原則押印を要しないこととされました。  
郵送等でお送りする申告書等については、押印欄や「印」の表示等を削除していく予定ですが、様式の種類によっては押印欄等がある様式をお送りする場合がございます。これらの様式についても押印は不要です。

### 【押印が不要となった申告書】

第6号様式、第6号様式（その2）、第6号の3様式、第6号の3様式（その2）、第11号様式、第10号の3様式